

# 第1章. 共働に関する基礎知識

## 1. 共働の定義は

共働とは、市民、NPO※1、企業、行政等、あらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら、課題や目的を共有して、課題解決のために知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に汗して取り組み、行動することです。

※1. NPO (Non-Profit Organization) とは

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利団体」を広く指します。株式会社などの営利団体と違い、営利を目的とせず、市民が主体となって継続的、自発的に、社会的な使命の実現を目指し、不特定多数の者のために社会的な公益活動を行う組織や団体のことです。このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を「特定非営利活動法人（一般的にNPO法人）」と呼んでいます。

## 2. 共働の背景は

### (1) 市民ニーズの多様化と行政の限界

少子高齢化や、情報化の飛躍的な進展等の社会経済の変化に伴い、集団から個人へ、量から質へ、画一から個性へなど、個人の価値観やライフスタイルの変化により、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化しています。

また、地域における課題は、ますます複雑化・多岐化するとともに、深刻化する若年者雇用の問題、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加、ネット上のいじめ問題の増加、高齢者の孤独死問題など、私たちは多くの新たな課題に直面しています。こうしたなか、従前の行政主導による社会課題の解決や公共サービスの提供だけでは限界もあります。

平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。

また、新たに発生している地域課題を解決するためには、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは対応が困難な面もあります。

加えて、依然として厳しい地域の経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響するなか、扶助費の増加等を理由として、財政の硬直化も進んできており、市民一人ひとりが直面する課題に対し、機動的な対応が難しい状態になってきています。

### (2) 市民意識の高まりと市民公益活動の活性化

地域社会においては、環境美化、子ども育成、地域医療福祉、地域防災、まちづくりなど、自助・共助の必要性が意識されはじめ、市民の自主的で主体的な公益的活動が展開されてきており、市民の社会参加、社会貢献意識は高まりつつあります。

また、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるNPOに対する期待も高まってきています。

市民生活に根差したNPOは、地域が抱える課題やニーズをいち早く捉え、行政では十分に対応できない個々の課題やニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応することができます。また、社会課題に対する市民の共感や理解を促し、市民の参加と参画の受け皿となることで、地域社会の主役である市民一人ひとりの自主的・自発的公益活動の機運を生み出す存在でもあります。

### 3. 共働によって期待される効果は

共働により、市民、NPO、行政にとって、次のような効果が期待されます。

#### (1) 市民にとって

##### ●市民サービスの向上

共働によって、これまでの市民サービスの見直しや改善、NPOの特性を活かした生活者本位のサービスの提供が促進され、きめ細やかで柔軟なサービスを受けることができます。

##### ●活躍の場の創出

NPOの活動やNPOと行政の共働が推進されることによって、市民が公益的活動に参加する機会が増え、多彩な知識や経験を持った市民が活躍できる場や、活動の機会が広がります。

##### ●市民参画の促進

市民が自発的、主体的にNPO活動に参加することを通じて行政と共働し、地域課題の解決に取り組むことにより、行政に対する市民参画の促進につながります。

##### ●住民自治意識の向上・自治活動の促進

市民がNPOを通じて地域課題の解決に関わることで、市民にとって市政がより身近なものとして感じられ、市の施策に参画しやすくなるとともに、地域における自主的・自立的な課題解決能力が一層高まり、地域社会の活力が向上していくことが期待できます。

#### (2) NPOにとって

##### ●団体の使命を効果的に実現

自らの特性を活かしながら、団体が持つ使命（ミッション）や目的を、より効果的に実現することができます。

##### ●団体の組織力の向上

行政との共働により、積極的な情報公開や、報告書の作成、適正な会計処理等が求められるため、事務処理能力がアップし、団体の組織力向上につながります。

##### ●団体の社会的評価の向上と活動機会の創出

団体の存在や活動内容が認知・理解され、団体の社会的評価が向上するとともに、財源などを得られることで、組織や財政基盤の強化、活動の活性化につながります。

また、地域住民からの理解が得やすくなり、活動の場が広がることが期待されます。

##### ●団体のネットワークの拡大

行政との共働により、NPO同士、また地域団体や企業など他の団体との協力体制や連携が生まれ、ネットワークが広がることが期待されます。

#### (3) 行政にとって

##### ●きめの細かい市民サービスの提供

柔軟な発想と多様な専門的なノウハウを持つNPOとの共働により、多様化する市民ニーズに対応した、きめの細かい市民サービスを提供することができます。

##### ●地域課題の発掘

行政が捉えていない地域課題に一早く気づき対応しているNPOと共働することによって、新たな地域課題を発掘し、施策に反映することができます。

##### ●効果的・効率的な施策の実施

双方が持つ社会的な資源を有効活用ことができ、行政とNPO双方の特性を活かすことで相乗効果を発揮し、効果的・効率的な施策の実現が可能となります。

##### ●職員の意識改革

異なる価値観や行動原理を持つNPOとの共働によって、職員が多様な発想・価値観を見出すことになり、職員の意識改革と資質向上、行政の体質改善につながる契機となります。

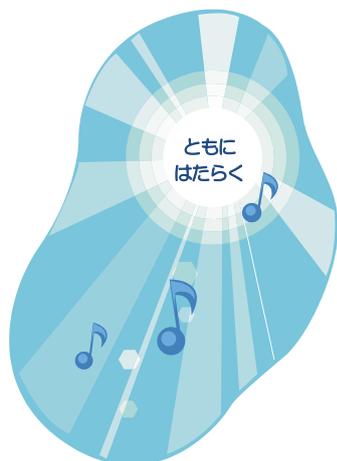
## 4. 本市における共働の現状は

### (1) 福岡市における政策上の位置づけ（市民公益活動推進条例・市基本計画等）

本市においては、条例や各種計画に基づき、NPO等あらゆる主体が、それぞれの役割と責任を果たし、対等なパートナーシップのもとで共働するまちづくりを推進しています。

条例	内容
福岡市市民公益活動推進条例 [H17年4月施行]	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。</p>

計画	内容
第9次福岡市基本計画 [H24年12月策定]	<p>計画推進にあたっての基本的な考え方</p> <p>(1) 行政運営の基本的な方針</p> <p>① 市民との共働の推進（抜粋）</p> <p>だれもが住みやすいまちであり続けるためには、さまざまな課題解決に向けて、市政の主役である市民と企業、行政などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしていくことが不可欠です。こうした取組みには、福岡市を愛し、地域を育てる、情熱と地道な活動が必須であり、行政はこれらを下支えするため、市民、地域、NPO、企業、大学など多様な主体と対話し、相互に理解し、緊密な連携・共働を進めます。</p> <p>分野別目標（めざす姿）</p> <p>目標2 さまざまな支え合いとつながりができている</p> <p>地域コミュニティ、NPO、ボランティア、企業、行政などさまざまな主体が、それぞれの知恵やノウハウなどを持ち寄って共働しており、その相乗効果によってさまざまな社会課題を解決しています。</p> <p>施策2-4 NPO、ボランティア活動の活性化 《施策の方向性》</p> <p>市民が市民公益活動への理解を深め、自らがその担い手として自主的・主体的に参加できるよう支援するとともに、NPOの活動が社会で認知・理解され、多くの支援の輪が広がり、新しい公共の担い手として活動できるよう支援し、市民・NPO・行政などの共働による地域課題の解決を推進します。</p>



## (2) 本市におけるNPOとの共働の現状

本市では各局区において、環境啓発や、子育て支援、里親制度の普及啓発活動、応急手当普及啓発等、事業の内容等に応じて、NPOへの委託、補助、共催、事業協力等、多種多様な共働を行っています。

### ●福岡市とNPO・ボランティア団体との共働の実績 平成24年度実績 (複数選択可)

(出典) 福岡県NPO・ボランティア団体との協働事業調査

共働形態	物的支援	実行委員会・協議会(※)	情報交換・情報提供等	補助	共催	委託	事業計画段階への参加	後援	アダプトシステム	その他
件数	41	34	22	21	31	23	4	18	2	13

(※実行委員会・協議会には共働事業提案制度による実施事業含む)



#### ◆「きょうどう」は共働？ 協働？

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することを指す「きょうどう」という言葉。一般的には「協働」と表記されています。

1970年代から神戸市などを中心に行政と市民の協働によるまちづくりが推進されてきましたが、協働の意義が改めて確認されたのが、阪神・淡路大震災でした。警察や消防機関による被災者救助が追いつかない中、市民や自治会、ボランティアなどの救援活動が積極的に行われました。この震災を契機として神戸市では地域全体の自律と連帯が不可欠であるという認識が広がり、自助・共助・公助による防災のまちづくりが推進されることとなりました。これは、市民が行政とともに地域の問題解決に向けて取り組む協働の意義が再確認され、その他の多くの市町村においても協働のまちづくりが一層推進されるきっかけとなったのです。

この「協働」という言葉。福岡市では「共働」という表記を使っています。

福岡市では2003年(平成15年)3月に「福岡市 新・基本計画」(第8次基本計画)を策定しました。その中で、福岡市の基本的な都市経営の考え方として『福岡市は、「自由かつ達で人輝く自治都市」をめざし(目標の共有)、子どもも高齢者も、障害者も健常者も、女性も男性もすべての人が、また、市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら(共生)、知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、**共に汗して取り組み、行動する「共働」によってまちづくりを進めます。**』と決めました。

それ以降、福岡市において「きょうどう」というときは「共働」と表現しています。